

平成21年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成21年3月9日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 1号 中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に関する
条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定につ
いて
- 第 3 議案第 3号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 4 議案第 4号 公の施設の管理の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第44号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 5号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 7 議案第 6号 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 9号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第 1号 中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に
関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年3
月9日第1回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第2 議案第 2号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制
定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年3
月9日第1回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第3 議案第 3号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年3
月9日第1回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第4 議案第 4号 公の施設の管理の整備に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年3
月9日第1回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第5 議案第44号 指定管理者の指定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成21年3

- 月 9 日第 1 回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第 6 議案第 5 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成 21 年 3 月 9 日第 1 回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第 7 議案第 6 号 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成 21 年 3 月 9 日第 1 回中頓別町議会定例会付託事件)
- 追加日程第 8 議案第 9 号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成 21 年 3 月 9 日第 1 回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 9 議案第 7 号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 8 号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 10 号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 11 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 12 号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 13 号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 18 号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第 16 議案第 14 号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議案第 15 号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 議案第 16 号 中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 17 号 中頓別町地域生活緊急対策基金条例の制定について
- 第 20 議案第 43 号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 19 号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 21 号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 22 号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 34 号 平成 21 年度中頓別町一般会計予算

- 第26 議案第35号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
 第27 議案第36号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
 第28 議案第37号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計予算
 第29 議案第38号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
 第30 議案第39号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計予算
 第31 議案第40号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計予算
 第32 議案第41号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
 第33 議案第42号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ ぐ り | |
| 推 進 課 長 | 小 林 生 吉 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 柴 田 弘 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事 | 中 原 直 樹 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 奥 村 文 男 君 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 竹 内 義 博 君 |
| 教 育 次 長 | 石 川 篤 君 |
| 会 計 管 理 者 | 高 井 秀 一 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | 青 木 彰 君 |
| 南 宗 谷 消 防 組 合 | |
| 中 頓 別 支 署 長 | 鳥 田 博 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 和 田 行 雄 君 |
|-------------|-----------|

議会事務局書記 田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。きのうと日程が若干違っております。指定管理者の件で追加議案がありますので、きのうの日程とは多少違っておりますので、よろしく願いいたします。

（午前10時00分）

◎議案第1号～議案第4号、議案第44号、議案第5号～議案第6号、議案第9号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第1号 中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に関する条例の制定の件、日程第2、議案第2号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件、日程第3、議案第3号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第4、議案第4号 公の施設の管理の整備に関する条例の制定の件、日程第5、議案第44号 指定管理者の指定の件、日程第6、議案第5号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第7、議案第6号 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第8、議案第9号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題となりました議案第1号、2号、3号、4号、44号、5号、6号、9号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、2号、3号、4号、44号、5号、6号、9号については、提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託した議案第1号、2号、3号、4号、44号、5号、6号、9号については、会議規則第46条第1項の規定により、本日中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、2号、3号、4号、44号、5号、6号、9号については、本日中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

いきいきふるさと常任委員会開催のためここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午後 1時28分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（石神忠信君） いきいきふるさと常任委員会に付託した議案審査が終了いたしました。

いきいきふるさと常任委員会委員長報告、平成21年3月9日第1回中頓別町議会定例会付託事件として議案第1号 中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に関する条例の制定の件及び議案第2号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件、議案第3号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、議案第4号 公の施設の管理の整備に関する条例の制定の件、議案第44号 指定管理者の指定の件、議案第5号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、議案第6号 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、議案第9号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

したがって、いきいきふるさと常任委員長報告、平成21年3月9日第1回中頓別町議会定例会付託事件として議案第1号、2号、3号、4号、44号、5号、6号、9号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎議案第1号～議案第4号、議案第44号、議案第5号～議案第6号、議案第9号

○議長（石神忠信君） 追加日程第1、議案第1号 中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に関する条例の制定の件、追加日程第2、議案第2号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件、追加日程第3、議案第3号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第4、議案第4号 公の施設の管理の整備に関する条例の制定の件、追加日程第5、議案第44号 指定管理者の指定の件、追加日程第6、議案第5号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第7、議案第6号 教育委員会教育長の

身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第8、議案第9号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 平成21年3月9日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号1、中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に関する条例の制定について、事件番号2、中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、事件番号3、中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事件番号4、公の施設の管理の整備に関する条例の制定について、事件番号5、指定管理者の指定について、事件番号6、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事件番号7、教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事件番号8、中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上8案件に関してはすべて原案どおり可決いたしましたので、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、議案第1号 中頓別町地域づくり活動支援センターの設置及び管理等に関する条例について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第1号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第2号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第3号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 公の施設の管理の整備に関する条例について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号 指定管理者の指定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第44号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第44号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 教育委員会教育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第6号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第9、議案第7号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第7号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいただきます。

○議長(石神忠信君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第7号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

75ページ、改正の趣旨から説明させていただきます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布され、一部を除き、平成21年

4月1日から施行されることに伴い、中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

73ページ、新旧対照表でご説明をさせていただきます。第2条、1週間の勤務時間の取り扱いについてであります。現行「40時間」を「38時間45分」とするものであります。

また、第3項では「16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定める」となっておりますが、これを「15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める」という形での改正であります。

なお、第3条等につきましても同様に「8時間」を「7時間45分」に改めるというものであります。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、議案第8号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第8号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

79ページ、改正の趣旨であります。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布され、一部を除き、平成21年4月1日から施行されるに伴い、職員給与条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表で説明させていただきます。11条第2項において勤務時間「8時間」を「7時間45分」に改めるものであります。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 給料に対して15分という限りある時間で変更になっているのですが、例えば喫煙室での時間というのはかなりのものを占める部分があるのではないかと思うのですが、その辺は例えばタイムカードを使う等のやりようによって、この15分というものを決めるのであれば、たばこを吸う時間、1日15分は吸っている方がいるのではないかと思うのですが、その辺について見解だけ聞いておきたいと思うのですが。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 基本的に勤務時間内での喫煙は、私の目から見てもしている方はおられます。しかしながら、通常の勤務時間以外においても今職員それぞれ時間外等々での勤務もされておりますし、極度に長い喫煙というのはないというふうを考えておりますので、その辺からすると常識の範囲内というふうには考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 言いにくいことであるのですが、例えばタイムカード等の管理はできるような気がするのです。ないと判断されていますが、実態として調査をすれば、あるかもしれないと思うのです。その辺調査なしにあると言わずに、皆さんどう考えていくかという部分をしっかりと持って、喫煙、特に玄関の横で見える場所にありますので、あら、毎回いるなという方もいらっしゃると思いますので、その辺少し今後対応を、この給料について15分というかなり厳しい時間帯の変更もありますので、本当に5分、10分、15分を大切にする、そういった意識を持って取り組んでいただければと思っておりますが、済みません。質疑ではなかったです。

○議長（石神忠信君） 答弁要りませんか。

○1番（西原央騎君） 要りません。

○議長（石神忠信君） 答弁要らないそうです。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 職員給与

条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、議案第10号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第10号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長(奥村文男君) 議案第10号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

87ページ、要旨についてご説明いたします。本改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する省令が平成20年12月12日に公布されたことに伴いまして、中頓別町国民健康保険条例の改正を行うものでございまして、内容につきましては出産育児一時金の改正でございます。平成21年1月から産科医療補償制度がスタートいたしまして、これに伴いまして保険料が掛金として3万円被保険者の負担となることから、その被保険者の負担とならないように国民健康保険から給付される出産育児一時金も現行の35万円に3万円を加算するものでございます。この産科医療補償制度につきましては、産科医療機関と妊産婦との契約に基づきまして、通常の妊娠、分娩にかかわらず、脳性麻痺等になった方に対して補償を行う制度として新たに国で創設されたものでございます。この制度につきましては、基本的にはすべての産科医療機関が加入するのですが、中には加入しない医療機関もあることから、ただし書きにて3万円を上限として加算するという内容で制定をするものでございます。

86ページ、新旧対照表でご説明いたします。第8条の後段にただし書きとして、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条第1項の規定は、平成21年1月1日から適用する。

経過措置といたしまして、適用日前に出産した被保険者に係る中頓別町国民健康保険条

例第8条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

91ページをごらんください。本改正につきましては、平成20年12月3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されまして、平成21年4月1日から児童福祉法第27条第1項第3号に小規模住居型児童、これ「療育」と書いてありますけれども、「養育」の誤りですので、申しわけございません。養育事業を行う者が加えられたことに伴い、改正するものでございます。養う養育。それで、小規模住居型児童養育事業というのはどういう事業かといいますと、本改正によりまして国によって新たに事業化されるファミリーホーム制度でございまして、内容といたしましては養育者の住居において5人から6人の要保護児童を養育する事業でございまして、この事業につきましては、要保護に

対して公費でもって医療費等が給付されますので、今回改正する町の医療費の支給から対象外として除くものでございます。

90ページ、新旧対照表でご説明させていただきます。助成の対象ということで、第3条の第2号の後段に、小規模住居型児童養育事業を行なう者若しくは里親に委託されということで、この事業を第2号の中に盛り込んだものでございまして、この1号、2号の部分については、これらに該当する方については医療費の助成から、対象から外すという条文でございます。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） せっかく小規模住居型児童養育事業という説明していただいたのだけれども、私も何かよくわからないのです。形が見えないのだ。できるなら、もう少し私並みにもわかるようにどういう形態の内容で、どういう事業をするのか、そこら辺をわかりやすく解説してもらわないと、ちょっと言葉だけではわからないので、よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） この事業については、今までは里親制度というのがございまして、その里親制度については国で定められて、その制度にのっかっている要保護児童については医療費等が国で賄われるということでございまして、それに新たに今説明いたしましたファミリーホーム制度ということで、養育者の住居に応じて、要するに子供たちを養育する方の住居において五、六人程度の要保護者を養育することができるように、今までそういう事業を行っている方については補助制度はなかったのですが、新たにファミリーホーム制度として今お話ししましたとおり養育者の住居において五、六人の子供さんを養育する場合においても補助対象としていろんな経費等が交付されるようになったということでございます。それで、それに付随して、この事業で養育される子供さんたちについても国のほうで医療費が補てんされますので、町の重度心身等の医療費の適用から外すということでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ファミリーホームについては、そういう新しい制度だということがわかったので、それでは里親制度自体はなくなったのですか。

それと、もう一つ、ファミリーホーム、五、六人程度というところを強調しているのだけれども、1人ならだめなのですか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 里親制度は、今までどおりでございます。

そして、養育者の住居において五、六人ということで、私もそこまで詳しく調べており

ませんが、私の調べた範囲では五、六人程度ということでの表現がされておりますので、それが1人がどうなのかというのはちょっと後日調べてお伝えいたします。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 私もここちょっと何かわからないところがあるのですが、例えば中頓別町である方が五、六人の子供たちを預かって養育すると、それは保育所のようなものですか、それとも里親的なものですか。里親だとすると、日中だけではなくて、ずっと1日24時間、1年365日預かるということですが、そうではないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） このホームにつきましては補助対象となる基準がございまして、その内容といたしましては施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することができるということで、事務費については常勤の職員ですとか、非常勤の職員ですとか、それに伴う旅費等が対象になると。おおむね1児童当たり15万円程度が助成の対象になる。事業費については一般生活費、教育費、医療費等が里親と同様の単価で支給されるというふうになっておりますので、端的に言えばグループホーム的な施設というふうにとらえられるのかなというふうに思っております。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第12号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第12号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第12号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の要旨ですが、これについても重度心身と同様に、平成20年12月の3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、改正をするものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。第3条、受給資格の第2号の後段に、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託された者ということで、新たにこの部分を追加するものでございます。

簡単ですが、説明にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎字句の訂正

○議長（石神忠信君） ここで日程第14に入る前に、皆さんのお手元に議案第18号の正誤表が配付されておりますので、ごらんの上、ご訂正をお願いいたします。

◎議案第13号、議案第18号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第13号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件及び日程第15、議案第18号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第13号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につい

て、竹内保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第13号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について一括説明をさせていただきます。

議案第13号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

99ページをお開きください。内容につきましては、別紙中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の要旨で提案の内容を説明させていただきます。今回の提案は、平成21年度から23年度までの介護保険料の改正で、平成23年度まで据え置くこととするものでございます。また、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成20年政令第328号）が平成20年10月24日に公布され、平成21年4月から施行することとされました。この改正により第1号被保険者で保険料段階が第4段階で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万以下である方については、市町村の判断で平成21年から23年までの保険料を軽減することができることから、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、97ページにお戻りください。中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例。中頓別町介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則、1号、施行の期日、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2号、経過措置、改正後の第2条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3号、平成21年度から23年度までにおける保険料率の特例としまして、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第9条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、4万2,000円とする。

次に、議案第18号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明させていただきます。

ページ数でいきますと、127ページをお開きください。内容につきましては、中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定の要旨で提案の内容を説明させていただきます。介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬の改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制し、増加額を軽減するための財源として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が国から交付されることから、中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定するものでございます。

それでは、125ページをお開きください。中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

第1条、設置の目的、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、基金の額につきましては、基金として積み立てる額は、中頓別町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

第3条、管理、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条、運用益の処理ということで、基金の運用から生ずる利益は、中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条、繰替運用としまして、中頓別町長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条、処分、基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1号、中頓別町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。

2号、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合。

第7条、委任、この条例の施行に関し必要な事項は、中頓別町長が別に定める。

附則としまして、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

2号、この条例の失効、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上、議案第13号、18号につきまして内容のご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 97ページ、議案第13号についてですけれども、介護保険料、第1号被保険者の第4段階でしたか、4万2,000円とする。今は4万8,000円だと思いますけれども、3年間4万2,000円にするというのですけれども、これは本人のご収入で判断されると思います。それは、世帯の収入は全く関係ないのでしょうか。ということは、世帯のだれかが課税になっていて、本人が非課税だけれども、基準額の4万

8, 000円を今払っているという、そういう人にも当てはまるのでしょうか。

もう一点は、議案第18号ですけれども、基金として積み立てる額は幾らぐらいでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 第4段階につきましては、従前基準額として世帯のどれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人が第4段階でありました。それで、第4段階の本人の住民税非課税の人、この方が基準額でありましたけれども、前年度の合計所得と、それから課税年金所得、この両方足して80万以下の方は軽減されるということでありまして、ですから、住民税非課税であっても、非課税の中でも収入額が変わってきます。それで、この方の前年の合計所得額と課税年金所得額が80万以下の方はこの軽減に当たりますと。これは本人でございます。

（「本人だけなの」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課参事（竹内義博君） はい。

（「聞いているのは、家族か本人かどうか」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課参事（竹内義博君） そうですか。

（「本人だけの所得か」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課参事（竹内義博君） はい。それで、この関係は本人だけの所得でございます。

それと……

○議長（石神忠信君） もう一点、積み立てる額。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 交付される金額でございますけれども、まだ今申請段階ではございますけれども、約165万ほどでございます。それで、所得に充て、軽減に充てる金額につきましては約110万ほどということと、それからあと50万ほどにつきましては広報啓発事業等に対してそれを使うという形になっております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 議会のほうからでも、議案第18号なのですが、設置の目的が大変これわかりづらいと。ややもすると、介護従事者のための臨時の基金にも見えると。逆に、先ほど説明された基金条例の要旨のほうはずっとわかりやすいのです。もっとこれを第1条に従事者のための基金ではなくて、従事者の改善のために介護保険が上がるので、その上昇を緩和するための基金だよというのをもう少しわかりやすくしたほうがいいのではないかというお話が議会のほうからいったと思うのです。それで、いや、このままでやるということで、私はわかりやすくするほうがいいのではないかなと思うのですけれども、あえてこのままでやると言われたので、ではどういう意味なのかなというふうに思いますので、なるべくそんなに簡単に、簡単にということにせよとは言いませんけれども、誤解を招くような条文であると、やはり誤解を招かないような条文にすべきであろうというふうに思いますので、あえてこのままでいわゆる議案として出された点についてお伺い

したいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 今柳澤議員さんからお話につきまして、事務局のほうからお話がありましたことは聞いております。それで、この条文につきましては、一応条例の国から流れてきている準則に基づいてつくったということで、とらえ方によってはかなりわかりづらい点もございましょうと思います。それで、今後こういう条文と条例の制定につきましては十分その辺を配慮していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） わかりました。今もお話しされましたけれども、余り準則、準則というものには私はこだわらないで、その地域の人たちがわかりづらいものは自分みずから直していくというような、小学生、中学生にまでわかるようにせいとは言いませんけれども、誤解がないような条例のつくり方にやっぱり今後努力していただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第18号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第18号 中頓別町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例は原案のとおり可決されました。

ここで暫時、2時半まで休憩にいたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第14号

○議長（石神忠信君） 日程第16、議案第14号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第14号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第14号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

108ページの改正の要旨から説明をいたします。平成19年4月、東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを契機に、公営住宅からの暴力団員排除に係る社会的要請が高まり、公営住宅等における暴力団員の排除に係る措置の明確化を求める国からの通知や枝幸警察署からの要請がありました。本町においても町営住宅等への入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員の排除、入居制限等に係る条項を加えるため、条例の改正をするものでございます。

改正する内容につきましては、103ページ、新旧対照表でご説明をいたします。第5条においては、入居者の資格に、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないことという暴力団員排除の規定を加えるものでございます。

104ページ、第11条及び第12条では、同居者または入居の承継者が暴力団員であるときは同居または入居の承継の承認をしない規定をそれぞれ設けるものでございます。

第40条においては、第11条、第12条に暴力団員排除の規定を設けたことによる条文の改正及び第69条の勧告に従わなかったときに町営住宅の明け渡し請求をすることができる規定を加えるものでございます。

105ページ、第50条については、公営住宅を特定公共賃貸住宅の基準に基づき活用する場合の入居者資格に暴力団員排除の規定を加えるものです。

106ページ、第55条については、車両格納庫等を使用する場合の使用者資格に暴力団員排除の規定を加えるものです。

第67条は、入居者を決定しようとするとき及び同居の承認、入居の承継の承認、車両格納庫等の使用者を決定しようとするとき並びに町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときに枝幸警察署長の意見を聞くことができる規定を加え、第68条には警察署長から入居者等が暴力団員であると疑うに足りる理由がある場合、町長に意見を述べるることができる規定を加えるものでございます。

107ページ、第69条は、第67条第2項の規定による警察署長の意見、または第68条の警察署長からの意見が述べられた場合に、町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときに、入居者に対して町営住宅の明け渡し等の措置をとるべき旨を勧告すること

ができる規定を加えるものでございます。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） この条例の改正の趣旨はわかるのですが、暴力団員であるという判断というのは物すごく難しいのかなと。いわゆる指定暴力団の団員であるのかなんとか明確なものがあれば、いわばあの人は暴力団員だよということになると思うのですが、言い方は悪いですが、暴力団員なのか何なのか、いわゆるサンピンとかコチンピラとかと言われる暴力団に付随しているような、していないような、一般的にはそういう方もおられるので、暴力団員を確定づけるものというのはちょっとなかなか難しいのかなと思うので、そこら辺の判断というのはどういうふうに対応するのか、そこら辺もしあればお聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、暴力団員について言えば、暴対法に基づく暴力団員ということになるかと思えます。それで、この条例が通った後に規則のほうで、入居の申し込みの際に暴力団員でないという文言が入った申込書を出していただくのとあわせて、警察署長に対して暴力団員であるかないかの意見を聞くことに対する同意書というものをいただくようにします。それをもとに、道警のほうで暴力団員のリストというのを持っておりますので、その町からの照会に対して、道警のほうでそれらのリストに載っていれば暴力団員、載っていなければ暴力団員でないという判断になるということであります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私も内容的に疑義を申すものではないのですが、ただ運用面でやれるのかなと思うところがあります。まずは、公住の募集のたびに申し込み者に対して、この確認行為を警察署長に対してやるのかどうか。それは、言うなれば一般的に善良だと思われる住民であっても、暴力団構成員であるかどうかという確定はできないわけだから、どんな人であってもしなければならないのか。

それと、もう一つは、急に同居するような親族、これ具体的にわかりますか。なかなか難しいところがあると思うのです。たまたま3日帰ってきたとか、1週間帰ってきたというのが1カ月になったり、2カ月になったりする場合だってあるはずですから、そういうようなときに同居の申請を一々出していたのか、今までも。その辺も含めて、実態としてはなかなか難しいところがあると思うのだけれども、そういった想定していますか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 先ほど申しましたように入居の申し込みのときに警察署長に照会するということに対する同意書については、申し込み者全員からいただくこと

になります。それで、それをいただければ、基本的には入居を申し込んできた方々すべてを照会するということになるのですけれども、東海林議員さん言われたように明らかにそうではないという人も中には当然、中にはというか、ほとんどがそういうことなので、その辺の取り扱いについては今後規則、またはその辺の取り扱い要綱について今後精査していきますので、枝幸警察署とも協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

それと、同居については、条例で同居をする場合については、同居の承認を得なければならないというふうになっておりますので、それに基づいて同居の申請は出してきていただいておりますけれども、確かに短期間同居したとか、そういったものまで把握しているのかと言われれば、そうでない場合もあろうかなというふうに思います。その辺については、今後も入居をする際に、同居する場合については同居の承認の申請をしていただくように入居する方に要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） もう一点確認したいのは、暴力団員と一言でいうのだけれども、ある意味では暴力団員ではなくても暴力的な人もいるだろうし、本来だったらそういう人らも困るのであって、本当は。だから、やるのだったら、そこまできちっとやられるほうがいいなと思う反面、さて暴力団と、団員というのには構成員と準構成員がいます。これについては、準構成員も含まれていると判断してよろしいのですか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） これも柳澤議員さんの質問に対してお答えしましたけれども、道警で暴力団員として把握しているリストを持っているというリストの中に名前があるものについて暴力団ということで、町が照会した場合に暴力団員であるよということでの意見が出てくるということでありまして、それが構成員なのか、準構成員なのかということについては、あくまで道警で持っているリストに載っているか、載っていないかということであるということでもあります。

○議長（石神忠信君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 続きますして、日程第17、議案第15号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第15号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第15号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正する理由につきましては、町営住宅と同様でございます。

改正する内容につきましては、112ページ、新旧対照表でご説明いたします。第5条においては、入居者の資格に暴力団員排除の規定を加えるものでございます。

第7条については、準用する規則名を旧規則名から現規則名の中頓別町営住宅入居者選考委員会の設置及び運営に関する規則に改めるものでございます。

第10条の2及び第10条の3は、同居の承認、入居の承継の規定を新たに加えて、それぞれ暴力団員排除の規定を加えるものでございます。

113ページ及び114ページの第24条、住宅の明け渡し請求、第26条、警察署長への意見の聴取、第27条、警察署長から町長への意見、第28条、勧告でそれぞれ暴力団員排除の規定を新たに加えるものでございます。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 第5条のことなのですが、先ほどもちょっとひっかかってはいたのですが、町営住宅入居者選考委員会がありまして、ここは民間の人たちへお願いしているというところでもあります。委員会自体は守秘義務も持っているはずではありますが、暴力団であるかないかということがここでわかるわけですね。その辺については、民間の委員会の人たちにそういったことも情報として与えなければならない立場、非常に微妙な問題が出てくる可能性あるのですが、その辺何か検討したことありましようか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 暴力団員だということで道警というか、枝幸警察署長

のほうから来た場合については、入居をさせることができなくなるわけですから、入居の選考にかけることもしないという形になりますので、入居者選考委員会に諮るということにはならないということでもあります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第16号 中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第16号 中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第16号 中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正する理由につきましては、町営住宅と同様でございます。

改正する内容につきましては、118ページ、新旧対照表でご説明いたします。第4条においては、入居者の資格に町税及び町使用料等を滞納していない者及び暴力団員排除の規定を加えるものでございます。

第6条については、準用する規則名を旧規則名から現規則名の中頓別町営住宅入居者選考委員会の設置及び運営に関する規則に改めるものでございます。

第21条、住宅の明け渡し、第23条、警察署長への意見の聴取、第24条、警察署長から町長への意見、第25条、勧告でそれぞれ暴力団員排除の規定を新たに加えるものでございます。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号 中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 中頓別町独身者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第17号 中頓別町地域生活緊急対策基金条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第17号 中頓別町地域生活緊急対策基金条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案第17号 中頓別町地域生活緊急対策基金条例の制定について。

中頓別町地域生活緊急対策基金条例を別紙のとおり制定する。

制定の趣旨でございます。国は、平成20年度補正予算で地方単独事業のうち地域活性化等に資する事業、地方再生戦略または生活対策に対応した事業の実施に要する経費に充当するものとして地域活性化・生活対策臨時交付金を交付することとしました。町では、このことを踏まえ、事業計画を策定し、緊急性及び住民に対しての効果、利便性などの検討が必要な事業の経費について基金として設置し、平成21年度中に処分するものであります。

中頓別町地域生活緊急対策基金条例。

設置の目的は、中頓別町の地域活性化等に資する事業の財源に充てるもので、そのための中頓別町地域生活緊急対策基金を設置するものであります。

第2条においては、基金に積み立てる額について予算において定める額とすると。

管理におきましては、金融機関への預金その他最も確実、有利な方法により保管しなけ

ればならないとするであります。

運用益金の処理、収益に関しては一般会計歳入歳出予算に計上して、運用するとするものであります。

処分期間、この基金は平成21年度中にすべてを取り崩さなければならないとするものであります。

第6条においては、必要事項について別に町長が定めるとする規定であります。

附則におきまして、公布の日から施行する、第1項。

第2項におきまして、先ほど申し上げましたように21年度限りとするものでありまして、22年3月31日限り、その効力を失うとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） この基金の使い道ですけれども、庁舎内だけで検討されるのでしょうか、それとも庁舎外の意見をお聞きになるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 昨日の一般質問で申し上げましたとおり、住民の意見を聞いて、使途を考えていきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 中頓別町地域生活緊急対策基金条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 中頓別町地域生活緊急対策基金条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（石神忠信君） 日程第20、議案第43号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第43号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第43号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

139ページ、改正の趣旨でご説明をさせていただきます。平成20年4月、地方税法等の一部を改正する法律が改正され、平成21年度分の町民税において公的年金から特別徴収することができる制度が創設されました。当町におきましても公的年金から特別徴収することを検討してまいりましたが、導入時の税システムの改修費用と公的年金から特別徴収しなければならない対象者の町税納入状況を検討したところ、この制度を導入する利点がありませんので、関係条例を改正するものであります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、135ページの条例文で朗読して報告するという形にさせていただきますと思います。

中頓別町税条例の一部を改正する条例。

中頓別町税条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条に同じ。）」を削り、同条同項第1号中「、第47条の4第1項」を削る。

第36条の2第6号中「若しくは公的年金等に係る所得」を削る。

第38条第1項中「、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5」を削る。

第41条中「又は第47条の6第1項」を削る。

第44条見出し中「給与所得に係る」を削り、同条第2項及び第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削る。

第45条見出し中、同条第2項中、第46条見出し中及び第46条の2（見出しを含む）中「給与所得に係る」を削る。

第47条見出し中「給与所得に係る特別徴収税額の」を削り、同条第1項中「給与所得に係る特別徴収税額」を「個人の町民税」に改め、同条第2項中「給与所得に係る」を削る。

第47条の2から第47条の6までを削る。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

基本的に今回のこの条例の改正は、47条の2から47条の6というのが前回の地方税法の改正で公的年金から特別徴収ができる規定でありまして、この部分を削ることによって関係する条文、条項をもとに戻すという形での改正であります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） この制度を導入する利点がないということですが、

その利点がないというのがわかったのはいつでしょうか。去年の6月19日にこの条例はほかの条例と一緒に6本まとめて一括、それも専決処分で条例提案されているのです。新たな制度の創設ということであったのですけれども、そのときこういう条例というか、提案の仕方が少々乱暴ではないかなという気はしたのですけれども、それで最少の経費で最大の効果ということはいつでも考えなければならぬと思うのですけれども、システムの改修とかということはかなり相当お金がかかることではあると思うのですけれども、その時点でこの検討はされていなかったのか、2点伺います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回の改正につきましては、昨年4月30日に日切れ法案の関係で夜11時に法案が確定されて、経費等の関係は全く関係なく、条例改正の指示は国のほうからも来ておりました。当然私どもも公的年金からの特別徴収については検討されなければならない事項として検討してきた経過はあります。ただし、今回のシステムを改修するに当たって、おおむね600万円強のお金がかかるということがその段階でもわかっておりました。しかしながら、実際にこの対象となる65歳以上の公的年金受給者のうちでいきますと約720名強いるわけですけれども、この方々の総額がどの程度になるかということ、それと実際にそのうちの特別徴収されている方も、別に給与等から特別徴収されている方も中にはおられるわけで、その辺の精査をした上で今回内部協議をさせていただいて、それだけ見合うお金をつぎ込む必要性について疑義を生じたということで、今回それから外す形での取り扱いを進めるという結論に至って、今回の条例改正ということですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号 中頓別町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第19号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第19号 指定管理者の指定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第19号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、中頓別町社会教育施設等（寿スキー場、ふれあいスポーツ広場、テニスコート、パークゴルフ場、ゴルフ練習場、青少年宿泊研修センター、寿公園施設）。

2、指定管理者となる団体の名称、有限会社中頓別振興公社。

3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字寿64番地1。

4、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

なお、今回の指定に関しましては、現在指定をしている団体に継続をする形での指定という形をとらせていただいております。

選定の理由につきましては、配付させていただきましたけれども、本施設は平成18年4月から有限会社中頓別振興公社に指定管理しております。これまで3年間適正な維持管理が行われており、パークゴルフ場やスキー場利用者からの評価も高く、指定管理者として適当と認めておりますので、継続して指定していきたいということでもありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論を終結し、これより議案第19号 指定管理者の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第20号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第20号 指定管理者の指定について、遠藤総務課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第20号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、中頓別山村交流施設（交流プラザ、ふるさと生活体験館、オートキャンプ場、コテージ）。

2、指定管理者となる団体の名称、中頓別町観光協会。

3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字敏音知。

4、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。

選定の理由につきましては、配付した資料をごらんいただきたいと思います。本施設は平成18年4月から中頓別町観光協会に指定管理しています。これまで3年間道の駅を適正に管理するとともに、ホールを活用した音楽コンサートの開催など施設の有効活用を積極的に進めるなど指定管理者として適当と考えておりますので、継続して指定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ここは指定管理者として観光協会ということですが、このいわゆる道の駅で天北厚生園がD.O.ぞだったかな、何だかいわゆる店を出していますよね。それで、なかなか話し合いがつかないときがあるのかなというような。いわゆるアイス氷を出せば、いや、ソフトクリームをうちでやっているのか、かき氷はやめてくれだとか、タイ焼きがどうだのこうだのという、厚生園の事業と何かしっくりいっていないのかなというところが客観的に見受けられるので、その点のところをやっぱりどういうふうに調整しているのかなと。私は、例えばかき氷一つにしても、ソフトクリームがあるからというような、そういう発想でやっぱり管理されてはと。アイスがアイス、ソフトはソフトで両方売って、一人でもお客さんを呼ぼうというような発想のもとで運営していただきたいというふうに私は思うので、そこで店を出したいというのなら、さあ、どうぞというふうなぐらいの気持ちで、やっぱり道の駅ですから、要は観光の一つのいわゆる玄関口でもあるわけで、そこら辺は大いに幅を広げて運営していただきたいと思うので、そこら辺の調整がどうなっているかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 観光協会と天北厚生園の協議の詳細については、当職のほうでちょっと詳しい事情、内容について把握していないところがあります。話し合いがついて今の形になっているというふうに理解しておりましたけれども、いずれにし

ても非常に狭い場所で苦勞しているという事情もありますので、改めて両者の話を十分聞いた上で解決策について検討させていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 指定管理者にする、しないについては、まことにこれで結構です。ただ、観光協会のあり方として適当な団体であるとは思いますが、今も柳澤議員からありましたような行事の運営だとか内容については若干疑義もあるわけです。あそこで例えばイベントがあるときに、町外の業者ですけれども、生鮮物を、海産物を持ってきた。それが中に入れなくて、道路の外側に行った。当然中頓別町の業者がそれをやるのであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、やらないで、他の町の業者が来たときには疎外感があるような形をする。それは決して町民、消費者にとっていいことではないのです。そういう狭まった考え方を持っているものは若干疑問をせざるを得ないです。ですから、観光協会における体質といいますか、かつて若干の不祥事もあった協会ですから、改めて町として、観光協会というのは町を代表する団体でもあるわけですから、そういう念を押すよう努力すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 改めまして、道の駅の活用の仕方、今もお話にあったような他町からの方だったり、さまざまな形があり得ると思いますので、その辺ほかの要因も含めて一度きちんと整理をさせていただいて、観光協会とも話をさせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 課長の答弁は、それ以上答弁しようがないのかなと思うのです。ただ、実際今の東海林さんの話も私も聞いていますけれども、ではその方が実際どこへ行って、どう言えばいいのだという話にやっぱりなるのです。それが結果として、それらを担当する課長の耳まで入らない。観光協会は、こういう人がいたけれども、いやいや、商店の物売れなくなったから、帰ってもらったのだなんていう話は当然しないわけでしょう。そうすると、やっぱりいかにそういう情報を得れるようにしていくかということが私は大切なのだと思うのです。そうでないと、なかなか課長のところまでは、そういう情報というのは入らないというのが現実だと思うのだ。だから、当然そういうときのイベントのあり方や何か、観光協会にある程度は任せるにしても、もう少しやっぱり気の配り方、現状はどうなのだと。あそこへ行って、何であそこであの人あの道路の向こうで店出して売っているのだというようなところに目を光らせないと、現状はなかなかつかめないというふうに思いますので、特にそこら辺はやっぱり十分配慮されるように、これはお願いということとしておきたいというふうに。現状は、なかなか目にはつかないよということも十分理解しておいていただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 観光協会と行政の観光の担当のほうとの連携がスムーズにあって、

いろいろな問題が指摘をされないように、いろいろなイベント、または道の駅の活用の方法がとれるように、新しい新年度になると観光協会の事務局長も決まるみたいでありますから、決まった時点で局長にも来てもらって、そしてうちのほうの観光の担当課長と十分協議をしながら、ことし以降の観光協会のあり方や、またはイベントのあり方、そういうものを協議させるということでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論を終結し、これより議案第20号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第21号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第21号 指定管理者の指定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第21号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、鍾乳洞自然ふれあい公園。
- 2、指定管理者となる団体の名称、有限会社中頓別振興公社。
- 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字寿64番地1。
- 4、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

本公園の施設に関しましては、平成18年4月から有限会社中頓別振興公社に指定管理をお願いしております。これまでの3年間公園内の遊歩道やその周辺環境は常に整備され、利用しやすい環境に努めるなど適正な管理が行われ、指定管理者として適当と考えておりますので、継続して指定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論を終結し、これより議案第21号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第22号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第22号 指定管理者の指定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第22号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、中頓別町ピンネシリ温泉。
- 2、指定管理者となる団体の名称、中頓別観光開発株式会社。
- 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字中頓別182番地。
- 4、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

本施設につきましては、平成18年4月から中頓別観光開発株式会社に指定管理しています。これまで3年間施設内の休憩室や食堂、廊下、脱衣場等の衛生面への配慮や接客態度も評価が高く、適正な管理が行われております。よって、指定管理者として引き続き選定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 1点お聞きしたいと思います。

今ここのピンネシリ温泉の支配人が5月あたりにやめるということをちらほら聞かれておるのですけれども、その社長である町長の耳にも入っているかと思っておりますけれども、そ

の後の跡取りというのですか、今の支配人がやめた後の支配人を確保されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今の十倉支配人につきましては、5月いっぱい退職をとということで、役員会を開いて、承認をいたしております。その後支配人の後継者というのですか、後をやっていただく人については、声はかけておりますけれども、まだ確定はしていません。今後の問題だと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論を終結し、これより議案第22号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第42号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第34号 平成21年度中頓別町一般会計予算、日程第26、議案第35号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第27、議案第36号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第28、議案第37号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計予算、日程第29、議案第38号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第30、議案第39号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第31、議案第40号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第32、議案第41号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第33、議案第42号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題となりました議案第34号 平成21年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の提案理由の説明を省略の上、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成21年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、提出者の提案理由の説明を省略の上、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、

これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第34号 平成21年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成21年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会開催のためここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時23分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午後 3時24分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員